

異議申出書

令和元年5月30日

日本弁護士連合会 御中

異議申出人

〒 [REDACTED] - [REDACTED]

名古屋市 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

異議申出人代理人

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目7番3号

冠山ビル2・3階 林弘法律事務所

電話：06-6364-8525

FAX：06-6364-4816

弁護士 山中理司

第1 懲戒の請求をした弁護士の氏名及び所属弁護士会

[REDACTED] 弁護士（兵庫県弁護士会所属）

第2 懲戒の請求をした年月日

平成30年4月20日付（同月23日受付）

第3 弁護士会から、懲戒の処分をしない旨の通知を受けた年月日

平成31年3月29日

第4 弁護士会からの異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容

別紙1記載のとおりの教示があった。

第5 異議申出の趣旨

- 1 対象弁護士 [REDACTED] を懲戒しないとした兵庫県弁護士会の決定を取り消す。
- 2 対象弁護士を業務停止1月とする。
との裁決を求める。

第6 異議申出の理由

- 1 本件議決書の事実認定には重大な事実誤認があること等

- (1) 重大な事実誤認があること

ア 兵庫県弁護士会懲戒委員会の議決書（以下「本件議決書」という。）5頁は、破産者の被害届（甲4）（以下、当該被害届に記載された事件を「本件暴行事件」という。）に基づき、異議申出人は、平成24年6月29日、静岡県のJR掛川駅構内のそば屋において、破産者の頭髪を掴み、押さえつけるようにテーブルに10数回同人の額を叩きつけるなどの暴行を加え、土下座をさせたことに関して、暴行罪及び強要罪により罰金20万円の略式命令を受けたという趣旨の認定をしている。

しかし、異議申出人は裁判所の判決に全く納得していない（甲15、甲17及び甲21等参照）とはいえるが、裁判所が認定した「罪となるべき事実」を前提としたとしても、本件暴行事件は平成24年7月2日に発生したものであるし、異議申出人が破産者を押さえつけたわけではないし、数回頭部を叩き付けたことになっているだけであるし、土下座を強要したことは犯罪事実とはなっていない（甲9、甲16及び甲87・5頁ないし7頁参照）。

また、強要罪の法定刑は3年以下の懲役である（刑法223条1項）から、略式命令を出すことは法律上不可能である（刑事訴訟法461条）。

イ ところで、確実な証拠があるとはいえない事項について断定的な表現を用いて犯罪の成立を主張することは、弁護士としての品位を失うべき非行に該当するといえる（甲122）。

また、刑事訴訟法237条の規定を忘れ、起訴後も告訴の取下げができるなどと勘違いをしたこと、及び許可抗告の申立期間を正確に説明することができないことは、いずれも弁護士としての品位を失うべき非行に該当するといえる（甲126の1及び甲126の2）。

そのため、本件議決書4頁が、暴行罪の発生日時及びその内容について何らの証拠も引用せずに有罪判決と異なる認定をしたり、強要罪について略式命令が出たという刑事訴訟法461条の規定を忘れた認定をしたりしたことは、重大な事実誤認であるといえる。

(2) 著しく不適切な余事記載があること

ア 破産者は伯父の同郷の幼なじみである [REDACTED] 元 [REDACTED] 高検検事長（甲24）に法律相談するなどしている（甲23）ところ、破産者による虚偽告訴を必死に訴えている異議申出人の主張（懲戒請求者の意見書（3）2頁及び3頁参照）を一切記載することなく、本件暴行事件で異議申出人が有罪判決を受けたという要配慮個人情報（個人情報保護法2条3項）だけを記載することは異議申出人の名誉やプライバシーを侵害するものであるし、対象弁護士に懲戒事由があるかどうかを判断する上で無関係かつ不必要である。

イ ところで、訴訟遂行上の必要性と相当性が認められないにもかかわらず、名誉やプライバシーを侵害する表現を含む記載を主張書面で行うことは、弁護士としての品位を失うべき非行に該当するといえる（甲124の1）。

また、被害立証とは無関係かつ不必要であって、相手方の名誉を著しく毀損する内容の主張を記載した準備書面を提出して口頭弁論期日で陳述するこ

とは、弁護士としての品位を失うべき非行に該当するといえる（甲124の2）。

そのため、本件議決書4頁が本件暴行事件について異議申出人が罰金20万円の有罪判決を受けたという趣旨の事実を記載したことは著しく不適切な余事記載であるといえる。

2 懲戒請求事由1に関する補充主張

(1) 対象弁護士は、任意売却の買主から受領した763万円以上の消費税（以下「本件消費税」という。）について確定申告をしていない（甲42・10頁等）。

ところで、本件消費税のように、破産手続開始決定後に破産管財人が財団帰属の財産を売却した場合の消費税は第3順位の財団債権であり、その他の財団債権は第4順位の財団債権である（甲125）。

そして、対象弁護士は、破産会社の破産管財人として、平成27年5月27日付の財団債権弁済報告書（甲121の1）によれば、第3順位の財団債権について454万5300円を支払い（全額弁済），同年6月17日付の財団債権弁済報告書（甲121の2）によれば、第4順位の財団債権について2631万8073円を支払っている（配当率は90.68%）ことから、相応の報酬を支払って税理士に依頼して本件消費税に関する確定申告を行い、本件消費税を支払うことは十分に可能であった。

また、京都地裁の平成30年度管財人等協議会では、異時廃止事案であっても、財団債権として消費税の支払ができる場合、その前提として消費税の申告をする必要があるという見解が協議員（管財人等）から示されている（甲123の2・7頁）。

そのため、対象弁護士が本件消費税について申告義務を果たすべきであったことは明らかである。

(2) 懲戒請求者の意見書（3）1頁で主張したとおり、対象弁護士において本件消費税についてまで確定申告をしていなかったことが異議申出人代理人に判明したのは、平成27年5月■日付の異時廃止決定（甲105の1参照）が出た後である。

そのため、債権者集会において異議申出人代理人が本件消費税の税務申告について質問をしなかったことは、対象弁護士の有利に斟酌すべき事情では全くないといえる。

(3) 日弁連会則11条は、「弁護士は、常に法令が適正に運用されているかどうかを注意し、いやしくも非違不正を発見したときはその是正に努めなければならない。」と定めているし、兵庫県弁護士会としても、例えば、平成27年7月22日付の会長声明（甲131）において、東京高裁平成27年7月9日判決に抗議していることからすれば、裁判所の判断を絶対視するのは不当である。

また、遺言執行者の場合、相続財産目録を作成してこれを相続人に交付しなくても懲戒事由に該当しないといえるためには、そのような義務はないと解する余地があるといえる必要があること（甲130の2及び甲134）とのバランスを考慮すべきである。

さらに、最高裁判所情報公開・個人情報保護審査委員会は、平成31年2月22日、「破産事件につき、どのような場合に不動産の任意売却で買主から消費税を受領した破産管財人が消費税の確定申告をしなくてもいいことになっているかが分かる裁判官の研修資料その他の文書」は存在しないという答申をしている（平成30年度（最情）答申第65号）（甲127）。

そのため、裁判所が、何ら合理的な理由がないにもかかわらず、対象弁護士による本件消費税の申告の有無を問題にして対象弁護士に指示・指導をした事実は特に認められなかったという事情は、それほど対象弁護士の有利に斟酌すべき事情ではないといえる。

(4) よって、従前の主張立証をも考慮すれば、懲戒請求事由1は、弁護士としての品位を失うべき非行に該当するといえる。

3 懲戒請求事由2に関する補充主張

(1) 異議申出人が提出した、平成26年6月25日付の免責意見（甲36）は、免責不許可事由に該当する事情を個別具体的に記載し、関係資料を添付した極めて詳細なものであった。

そのため、対象弁護士としては、弁護士職務基本規程5条に基づき、破産管財人として、具体的にどのような理由により免責不許可事由に該当しないかを個別具体的に記載した免責に関する意見書を破産裁判所に提出することは当然の職務であったといえる。

それにもかかわらず、対象弁護士は、破産裁判所に対し、平成27年5月7日、「免責不許可事由はない。」という記載しかない免責に関する意見書（甲40）を提出したし、改めて免責意見を出して欲しいという破産裁判所の指示を無視して（甲39の2）、追加の免責意見を提出することはなかつた（甲48の2参照）。

(2) 日弁連人権擁護委員会は、有罪の言渡しをした確定判決が誤判である可能性があるといった条件を満たす場合、人権侵犯事件として取り扱っている（甲129）こととのバランスからしても、結論として免責不許可事由はないと判断した破産裁判所及び抗告裁判所の判断を絶対視するのは不当である。

(3) 最高裁判所情報公開・個人情報保護審査委員会は、平成31年2月22日、以下の司法行政文書は存在しないという答申を出している（平成30年度（最情）答申第65号）（甲127）。

① 破産事件につき、どのような場合に破産債権者が主張した破産者に関する具体的な免責意見を100%無視した免責に関する意見を破産管財人が提出したとしても、破産裁判所がこれを容認することになっているかが書いてあ

る裁判官の研修資料その他の文書

- ② 破産事件につき、どのような場合に破産債権者が主張した破産者に関する具体的な免責意見を100%無視した免責許可決定を出すことになっているかが書いてある裁判官の研修資料その他の文書
- (4) よって、従前の主張立証をも考慮すれば、懲戒請求事由2は、弁護士としての品位を失うべき非行に該当するといえる。

4 懲戒請求事由3に関する補充主張

- (1) 破産管財人の職にあった者が、破産債権者から提起された訴訟において破産者の代理人になることは、その段階においても破産債権者は存在しており、形式的に見て破産者と破産債権者間の利益相反に該当することは明らかであるから、それだけで直ちに中立性・公正さが害されるのであって、その行為の適否は遺言執行者の職にあった者が特定の相続人の代理人になる場合と同列に論じるべきものといえる（成年後見人の事例に関する甲57及び甲132）。
- (2) ア 遺言執行者の職にあった者が特定の相続人の代理人になることは原則として弁護士としての品位を失うべき非行に該当する（甲128の1及び甲128の2）のであって、例外的に許されるのは、遺言の内容からして遺言執行者に裁量の余地がなく、遺言執行者と各相続人との間に実質的に見て利益相反の関係が認められず、かつ、職務の公正さを疑われるような事情がない場合に限られている（日弁連が原弁護士会の懲戒処分を取り消した事例に関する甲130の1及び甲130の2参照）。

ところで、本件議決書6頁及び7頁によれば、破産管財人は、十分な財團を形成できた事案で第3順位の消費税の確定申告をしなくても、また、破産債権者の詳細な免責意見を無視して「免責不許可事由はない」という記載しかない免責意見しか提出しなくとも、弁護士としての品位を失うべき非行に

該当する余地はないというのであるから、破産管財人をしていた対象弁護士の裁量は絶大であるといえる。

また、本件議決書 7 頁でさえ、破産管財人であった弁護士が、破産手続終了後、破産管財人として職務上取り扱った事件を受任した場合においては、破産管財人としての職務の公正さが問題となる余地が大きいと認めているところである。

そのため、本件では、実質的に見て利益相反の関係が認められるし、職務の公正さを疑われるような事情があることは明らかである。

イ 破産管財人の公正さや中立性に対する疑念を生じさせるものであって、弁護士職務基本規程 5 条に違反するとした懲戒事例として、例えば、平成 20 年 3 月 31 日発効の兵庫弁護士会の戒告処分が存在する（甲 120）。

(3) ア 遺言執行者の職にあった者が特定の相続人の代理人になったことに関する懲戒事例では、職務の公正さを疑わせたことが弁護士法 56 条 1 項に該当するかどうかが判断されているのであって、必ずしも弁護士職務基本規程 5 条に違反するかどうかの判断はされていない（弁護士職務基本規程 5 条への言及がない例につき、甲 128 の 1 及び甲 128 の 2 参照）。

イ 弁護士倫理（平成 2 年 3 月 21 日臨時総会決議）に関しては、日弁連において以下の解釈が採用されていた（甲 133）ことからしても、弁護士職務基本規程の個別の条項に該当しないことを主たる理由として弁護士の品位を失うべき非行に該当しないと判断することはできないといえる。

「所属弁護士会の秩序又は信用を害し」あるいは「職務の内外を問わずその品位を失うべき非行」といった規範的概念の解釈については、ある行為がこれに該当するか否かの問題はもっぱら弁護士法五六条の問題であって、弁護士倫理をどのように制定しようとも、制定形式の差によって懲戒の構成要件に該当したりしなくなったりするものではないと考えられる。

(4) 異議申出人が破産者（兵庫県 [] 市在住）を追及したのは、①破産者には

様々な免責不許可事由があったこと（甲36参照）、②平成24年7月17日に異議申出人から100万円を借りて返さなかつたこと（甲83参照）、③100万円を借りた後の平成24年7月25日に静岡県■市■ゴルフ俱楽部で一緒にゴルフをする（甲10の4）一方で、伯父の同郷の幼なじみである■元■高検検事長（甲23ないし甲25参照）に法律相談をするなどした上で、異議申出人が暴力団関係者として恐喝罪及び恐喝未遂罪を犯したという内容の虚偽告訴を兵庫県灘警察署（神戸市灘区）にすることで、名古屋市■在住の異議申出人を、被害届提出の翌日である平成24年8月21日午前8時33分、姫路駅の近くで逮捕させ、接見禁止付で勾留させ、異議申出人の自宅の捜索差押えまで実施させたこと（甲17・6頁及び7頁参照）等に基づくものであつて、その追及理由は極めて正当なものである。

そして、対象弁護士は異議申出人の免責意見その他の主張についてまともに対応することがなかつたことをも考慮すれば、異議申出人による追及についての相談を破産者から受けたから対象弁護士が破産者の代理人に就任したという事情は、破産管財人の職務の公正さに甚大な疑念を生じさせるものであることは明らかであつて、対象弁護士に有利な事情として斟酌すべきものでは全くないといえる。

(5) 対象弁護士が破産者の訴訟代理人をしていることに関する損害賠償請求を追加した、平成28年8月22日付の訴えの変更申立書（甲82）が提出された後も、対象弁護士は破産者の訴訟代理人であり続けた（甲91）。

そのため、対象弁護士は、懲戒請求者から問題視された後も破産者の代理人を継続することによって破産管財人の職務の公正さにより甚大な疑問を生じさせたのであって、その公正さを事後的に回復するための措置すら採らなかつた。

(6) よつて、従前の主張立証をも考慮すれば、懲戒請求事由3は、弁護士とし

ての品位を失うべき非行に該当するといえる。

5 結論

よって、異議申出の趣旨記載のとおりの裁決を求める。

第7 別紙一覧

別紙1 懲戒請求事案の決定について（平成31年3月28日付の兵庫県弁護士会の通知）

別紙2 平成24年9月7日付の神戸簡裁の略式命令（甲9と同じ）

別紙3 平成26年6月25日付の免責意見（甲36・1頁ないし5頁と同じ）

別紙4 平成27年5月7日付の免責に関する意見書（甲40と同じ。）

別紙5 平成27年8月■日付の神戸地裁の決定（甲49と同じ。）

* 別紙2ないし別紙5は兵庫県弁護士会に提出済みであるとはいえ、極めて重要な書証であるから、別紙として異議申出書に添付するものである。

第8 添付資料

異議申出書の副本 2通

平成31年3月29日付の委任状 1通

平成31年3月28日付の兵庫県弁護士会の決定書 1通

本日付の異議申出入証拠説明書（1） 3通

甲120ないし甲134の写し 各3通

以上



2019年(平成31年)3月28日

殿

上記代理人弁護士 山中理司 殿

兵庫県弁護士会
会長 藤掛伸孝

懲戒請求事案の決定について(通知)

以下の事案につき懲戒委員会の議決に基づき、別紙のとおり対象弁護士を懲戒しない旨決定したので、当会懲戒委員会及び懲戒手続に関する規定第56条により、決定書謄本を添付して通知致します。

事案番号：平成30年(懲)第2号

懲戒請求者は、この決定について不服があるときは、弁護士法第64条の規定により、日本弁護士連合会に異議を申し出ることができます。

なお、異議の申出は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面によつてしなければなりません（郵便又は信書便で提出した場合、送付に要した日数は算入しません。郵便又は信書便に当たらない宅配便、メール便、ゆうパックなどの場合、送付に要した日数は算入されます。）。

異議申出書の記載事項及び必要部数については、以下のウェブサイトを御覧ください。

*懲戒請求事案に関する異議申出の方法について

http://www.nichibenren.or.jp/jfba_info/autonomy/chokai/tyoukai_igi.html

(又は、検索サイトで「懲戒異議申出」と検索してください。)

インターネットを御利用にならない場合には、ウェブサイトと同内容の書面を郵送かファックスでお送りしますので、以下までお申し付けください。

*異議申出書の提出先・問い合わせ先

日本弁護士連合会(担当：審査部審査第二課)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

電話 03-3580-9841(代)

別紙2(甲第9号証)

事件番号 平成24年(い)第908号

略式命令

被告人 [REDACTED] こと [REDACTED]

本籍(国籍等), 住居, 職業, 生年月日及び罪名は, 別紙起訴状写し記載のとおり。上記被告事件について, 次のとおり略式命令をする。

主文

被告人を罰金20万円に処する。

この罰金を完納できないときは, 金5,000円を1日に換算した期間
被告人を労役場に留置する。

ただし, 端数を生じたときはこれを1日とする。

この罰金に相当する金額を仮に納付することを命ずる。

罪となるべき事実

別紙起訴状写し記載の公訴事実のとおり。

適用した法令

別紙起訴状写し記載の罰条のほか

刑法18条, 刑事訴訟法343条

平成24年9月7日

神戸簡易裁判所

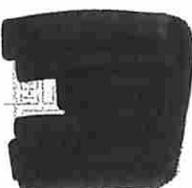
裁判官 八木澤 秀司

この命令送達の日から14日以内に正式裁判の請求をすることができる。

上記は謄本である。

同日同序

裁判所書記官 松川修



起訴状

平成24年 9月 7日

神戸簡易裁判所 殿

神戸区検察庁

検察官 副検事

上賀谷

下記被告事件につき公訴を提起し、略式命令を請求する。

記

本籍

住居 名古屋市

職業 会社員

勾留中待命



昭和[]年[]月[]日生 []歳)

公訴事実

被告人は、平成24年7月2日午後3時30分頃、静岡県掛川市南1丁目1番1号JR掛川駅構内所在の[]店内において、[](当時[]歳)に対し、その頭髪を右手でつかんでその頭部を数回テーブルに叩きつける暴行を加えたものである。

罪名及び罰条

暴行

刑法208条

以上



破産者 [REDACTED]

神戸地方裁判所第3民事部管財係 御中

免責意見

平成26年6月25日

債権者 [REDACTED]

代理人弁護士 山中理司

債権者は、下記の理由により、破産者の免責に反対である。

記

1 3号に該当すること

- (1) 以下の事情からすれば、[REDACTED]は、平成24年7月31日に[REDACTED]（以下「[REDACTED」という。）が[REDACTED]から借り入れた[REDACTED]円（別紙3・2頁）の一部を使って、[REDACTED]の実家に対し、偏頗弁済をした可能性が高いといえる。
- ① [REDACTED]は、実家である[REDACTED]から、平成24年3月2日に[REDACTED]円、同月23日に[REDACTED]円、同月30日に[REDACTED]円、同年4月13日に[REDACTED]円を借り入れた（合計2405万円）（別紙4・2頁）[REDACTED]参照）。
- ② [REDACTED]は、[REDACTED]が[REDACTED]から平成24年7月31日に[REDACTED]円を借り入れるに際し、[REDACTED]の連帯保証人となった（別紙3・3頁）。
なお、[REDACTED]が[REDACTED]の連帯保証人となったのは、平成24年1月11日にあった

[REDACTED]からの[REDACTED]円の借り入れを除き、このときだけである。

③ [REDACTED]は、②の借り入れについて全く返済をすることなく、平成24年8月31日に倒産した。

④ [REDACTED]の実父である[REDACTED]は、売却基準価額[REDACTED]円を大きく上回る[REDACTED]円で、破産者が所有している[REDACTED]を買い取った（平成26年4月15日付の上申書）。

(2) [REDACTED]の実家に対する[REDACTED]円の借金は、破産者が連帯保証人になっていたのかも知れないところ、このような偏頗弁済については、[REDACTED]に特別の利益を与える目的があるし、その時期が破産者の義務に属していたとはいえない。

よって、破産者は3号に該当する。

2 6号に該当すること

(1) 破産者は、自己が代表取締役をしていた[REDACTED]の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅した。

その結果、[REDACTED]の破産管財人は、資料不足により以下の税務手続を取ることができない状態になっている。

① 平成22年8月期及び平成23年8月期に関する[REDACTED]の法人税等の更正の申出
→ [REDACTED]は、粉飾決算に基づいて法人税等を過大に納付していた。

② 平成22年8月期及び平成23年8月期に関する[REDACTED]の消費税等の更正の申出
→ 債権者に対する報酬が業務委託の対価なのであれば仕入税額控除の対象となるから、
その分、[REDACTED]は消費税等を過大に納付していたこととなる。

③ 平成24年8月期以降の法人税等及び消費税等の確定申告
→ [REDACTED]は、平成24年8月期に4億5000万円の融資を受けて[REDACTED]倉庫を購入したのであるから、消費税について還付申告ができる可能性がある。

(2) 6号の「帳簿、書類」には、破産者本人に関するものだけではなく、破産者が代表取締役をしていた株式会社に関するものも含まれると解すべきである。

よって、破産者は6号に該当する。

3 7号に該当すること

- (1) 破産者は、平成24年7月17日、債権者から、夫婦で住む予定のマンションの[REDACTED]として[REDACTED]円を借りて1円も返済していなかったにもかかわらず、債権者を債権者名簿に記載しなかった。

- (2) [REDACTED]
[REDACTED],
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

- (3) よって、破産者は虚偽の債権者名簿を提出したといえるから、7号に該当する。

4 8号に該当すること

- (1) 破産者は、平成24年7月31日にあった、[REDACTED]の[REDACTED]からの借入金[REDACTED]円の使い道について十分な説明をしていない。
ちなみに、債権者代理人が経験したところによれば、1550万円の借入に関する虚偽の説明を主たる理由として、大阪高裁平成22年8月16日決定（別紙6）は免責不許可決定を出した。

- (2) 破産者は、平成24年分の自分の役員報酬は[REDACTED]円であり、同年分の[REDACTED]の役員報

酬は [REDACTED] 円であると説明している（平成26年4月22日付の上申書添付の源泉徴収票参照）。

しかし、破産者は、少なくとも平成24年7月31日に役員報酬として [REDACTED] 円の振込を受けている（別紙3添付の当座勘定照合表参照）から、役員報酬が [REDACTED] 円であるはずがない。

また、 [REDACTED] は、平成24年5月当時、毎月 [REDACTED] 円の給料をもらっていた（別紙4）し、平成24年7月31日に役員報酬として [REDACTED] 円の振込を受けている（別紙3添付の当座勘定照合表参照）から、平成24年分の役員報酬が [REDACTED] 円であるはずがない。

(3) 破産者は、債権者に対し、虚偽告訴に基づく損害賠償責任を負っている（別紙1・20頁ないし23頁、別紙2）にもかかわらず、そのことに関する事情を裁判所に全く説明していない。

(4) 破産者及び [REDACTED] は、捜査機関に対し、債権者が日頃から [REDACTED] を示して [REDACTED] 及び関連会社の経営をほしいままにしていたなどと執拗に供述していた（検察官から証拠調べ請求されなかった供述調書だけでも、破産者の分が44通あり、 [REDACTED] の分が40通あることにつき、別紙3添付の平成25年4月23日付の証拠の任意開示書参照）。

仮にこのような供述が正しい場合、 [REDACTED] による金融機関からの借入の全部について詐欺罪が成立する可能性がある（最高裁平成26年4月7日決定参照）ところ、破産者は、このような意味での詐欺罪を犯したかどうかに関する事情を裁判所に全く説明していない。

(5) 破産者は、債権者を害する目的で、自己が代表取締役をしていた [REDACTED] の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、もって、破産法270条前段の罪を犯した可能性があるところ、破産者は、この点に関する事情を裁判所に全く説明していない。

(6) よって、破産者は、裁判所に対して虚偽の説明をしたといえるから、8号に該当す

る。

5 破産管財人による厳格な調査がなされるべきであること

(1) 債権者代理人が破産者代理人として経験したところの、大阪地裁第6民事部が選任した某弁護士による管財業務は厳しいものであった（別紙7）。

そのため、本件事件においても、破産管財人による厳格な調査がなされるべきであるといえる。

(2)

官報を見る限り、別紙7で言及している某弁護士は現在も大阪地裁から管財業務を受注していることからすれば、大阪地裁はこのような管財業務を推奨しているのかもしれない。

6 別紙一覧

別紙1 平成24年9月24日付の破産手続開始の申立書

別紙2 [REDACTED]付の告訴状

別紙3 平成25年7月25日付の意見書

別紙4 平成24年5月頃の、[REDACTED]の手紙

別紙5 [REDACTED]の、[REDACTED]の証人尋問調書

別紙6 大阪高裁平成22年8月16日決定

別紙7 平成24年10月23日付の、裁判官の再任評価に関する資料

→ 別紙2以下は省略した。

以上

住 所 []

破産者 []

免責に関する意見書

□にチェックしたもの

平成27年5月7日

破産管財人 弁護士 []

- 免責不許可事由はない。
- 免責不許可事由はあるが、免責相当である。
不許可事由 □浪費 □詐術 □その他 ()
- 免責は不相当である。
理由 (免責不相当の場合のみ理由を記載)



神戸地方裁判所第3民事部23-04係

担当 裁判所書記官 中村奈津行

別紙5(甲第49号証)

(写)

平成26年(フ)第[]号

決 定

(住民票上の住所) []

破産者 []

主 文

破産者について免責を許可する。

理 由

破産者には破産法252条1項各号に掲げる免責不許可事由に該当する事実は認められない。

平成27年8月[]日

神戸地方裁判所第3民事部

裁判官 松本明子